

令和3年度税制改正要望

令和2年9月18日

一般社団法人 日本建設業連合会

目 次

1. 国土強靱化に関する税制の創設

- (1) 建設会社の事業拠点の耐震化、防災拠点化、発災後の復旧・復興拠点化に係る特別償却..... 1

2. 担い手確保等建設業振興に係る税制の創設

- (1) 印紙税の廃止..... 1
- (2) 技能者等の確保・育成のための投資に係る税制優遇..... 1
- (3) 生産性向上に係る設備投資等の税制優遇..... 2
- (4) 建設キャリアアップシステムの運用に伴う設備投資等に係る税制優遇..... 2
- (5) 研究開発投資に係る税制優遇..... 2
- (6) 新型コロナウイルス感染症対策に係る税制優遇..... 3

3. 納税に係る手続き簡素化

- (1) 納税制度の簡素化等法人地方税の改革..... 4
- (2) 工事進行基準に関する会計基準との乖離の是正..... 4
- (3) 交際費・寄付金の損金算入..... 4
- (4) 不動産等に係る減損、評価損の損金算入..... 4

4. 都市・住宅対策促進税制の恒久化等、PFI事業促進税制の整備等

- (1) 適用期限が到来する都市・住宅に関する各種特例制度の恒久化等..... 5
- (2) 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例措置の要件緩和..... 8
- (3) PFI事業を促進するための税制..... 9

5. その他

- (1) 住民税均等割の損金算入..... 12
- (2) 償却資産税・事業所税の廃止..... 12
- (3) 創設当初の意義（土地への投資抑制等）を逸している税制の廃止..... 12
- (4) 仕入税額控除制度における「95%ルール」の復活..... 12

新型コロナウイルス感染症対応に関する要望項目（抜粋）

2. 担い手確保等建設業振興に係る税制の創設

- (5) 研究開発投資に係る税制優遇 2
- (6) 新型コロナウイルス感染症対策に係る税制優遇 3

3. 納税に係る手続き簡素化

- (3) 交際費・寄付金の損金算入 4

4. 都市・住宅対策促進税制の恒久化等、P F I 事業促進税制の整備等

- (2) 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例措置の要件緩和 8

1. 国土強靱化に関する税制の創設

建設業は、自然災害発生時にインフラ機能の復旧のために真っ先に稼働し、またその後の社会や経済の復興に向けた社会資本の復旧・再整備に不可欠な産業である。近年の自然災害の激甚化によるインフラ機能等への重大な影響を考慮すると、災害時及び災害復旧・復興において建設業が早急に稼働できる環境を確保することが重要である。一方で、いつ発生するともわからない災害のために日頃から準備体制を維持する必要があることから、設備資機材の保有等に係る費用が継続的に発生する。こうした点を考慮し、以下の税制の創設を要望する。

(1) 建設会社の事業拠点の耐震化、防災拠点化、発災後の復旧・復興拠点化に係る特別償却

建設業者が定めるBCP（事業継続計画）における災害時の拠点の耐震化、非常用機器、災害復旧活動に資する建設機械等に係る法人税については特別償却を認める措置を要望する。

2. 担い手確保等建設業振興に係る税制の創設

建設業の健全な発展を図るためには、業界全体のコスト削減や生産性向上、技能者等の担い手確保・育成のための投資、建設生産システムの適正化に向けた建設キャリアアップシステム（CCUS）の普及等を促進する必要がある。一方、建設業においては、工事全体の総合的な管理監督機能を担う元請のもと、重層的な請負構造が存在しており、元請企業等が下請企業等の取り組みを支援することも含めて、積極的なイニシアチブをとることが必要である。このために、以下の措置を要望する。

(1) 印紙税の廃止

現状、印紙税は書面で契約する場合は課税される一方、電子上で契約する場合は課税されず課税根拠が不合理であり、また課税の公平性が失われている。また、工事請負契約や不動産譲渡契約等の一部の契約文書にのみ課税していることから、業種による税負担の不公平が生じている。さらに、建設業は重層請負構造となっているため、発注者と元請事業者の工事請負契約のみならず、各層間の工事契約にも課税がされており、多重負担となっている。建設業におけるこうした不公平・不合理な課税状況を解消したく、加えて、働き方の変革が必要となった現環境下において、印紙の貼付や消印といった物理的作業の軽減が強く求められているところでもあるため、印紙税の廃止を要望する。税込確保が目的なら、印紙税を廃止して他の税目で補ってもよいと考える。

(2) 技能者等の確保・育成のための投資に係る税制優遇

我が国における生産年齢人口が減少していく中で、建設業は他産業に比べて

技能労働者の高齢化が進んでおり、生産体制が破綻しかねない極めて危機的な状況にある。担い手の確保の施策として、建設業界を挙げて技能労働者の処遇改善を推進しており、賃金アップや社会保険への適切な加入、週休二日の定着を図っているところであるが、確保した技能者の育成や定着に係る取り組みについて、税制上の優遇を要望する。

- ・技能者・事業継承者等の育成のための支援費（子会社を介した支援、教育を受けるために逸失する利益補償等）の損金算入
- ・教育訓練費の税額控除制度を現状の「賃上げ・投資促進税制」から独立させ、要件を緩和
- ・「賃上げ・投資促進税制」の適用期限の延長および要件緩和

（３）生産性向上に係る設備投資等の税制優遇

生産体制の維持に向けて、担い手の確保に関する取組みと併せて、国土交通省が進める「i-Construction」の一環として、通信技術やロボット技術を活用した無人化建設機械の導入や、建設構造物の3次元データの活用及び発注者・設計者・元請事業者・一次以下の協力会社との共有等を通じて、生産性向上を推進している。こうした取り組みについて、以下の税制優遇措置を要望する。

- ・ソフトウェア等の資産計上基準が会計と税務では全く異なるため、会計基準への統一とソフトウェア等の即時償却又は税額控除
（会計基準では、将来収益獲得（又は費用削減）が確実に見込まれているものが資産計上される。）
- ・「5G投資促進税制」の適用要件に、「特定高度情報通信用認定等設備の取得等をして、国内にある事業の用に供した場合」とあるところを、「事業年度に支出した場合」に変更

（４）CCUSの運用に伴う設備投資等に係る税制優遇

建設技能者の就労状況や資格情報を蓄積し、技能や経験に見合った処遇を図るためのツールとして、国土交通省及び建設業界全体が連携し、2019年春より本格運用を開始したCCUSにつき、その普及を図るために以下の2点について税制優遇措置を要望する。

- ・CCUS運用にあたっての設備投資に関する即時償却、税額控除
- ・CCUSに技能者を登録する際の代行申請に係る費用を元請が負担する場合の負担費用の損金算入

（５）研究開発投資に係る税制優遇

建設会社には、土木・建築事業部門に所属し、現場の施工支援等を本来の業

務とする一方で、研究開発部門にも協力し、年間の相当の時間を研究開発業務にも費やす者が存在している。しかしながら、現行の「研究開発税制」においては、試験研究費のうち、人件費については、「専門的知識をもってその試験研究の業務に専ら従事する者に係るものに限る」とされており、当該税制の適用対象外となってしまう人件費が相当額発生していることから、「専ら」の削除を要望する。

また、平成29年度税制改正でオープンイノベーション型の申請手続きが簡素化されたが、未だに「監査」手続きがある。企業にとって事務手続きや費用の負担が大きいため、監査を不要とすることを要望する。

加えて、総額型の研究開発税制は、企業にとって研究開発活動を継続的に行う上で重要なインセンティブとなっているものの、コロナ禍により、企業の業績が悪化する懸念があるため、所得金額が前期より増加した際の要件の廃止など上述に限らず大幅に要件を緩和するほか、大企業の控除率の下限を平成29年度税制改正前の8%に引き上げること、また、令和3年3月31日までの時限措置である上限引き上げ（大企業14%、中小企業等17%）の恒久化を要望する。

(6) 新型コロナウイルス感染症対策に係る税制優遇

今般の新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を受け、建設業においても感染拡大を防止するため、工事現場の閉所、職場での感染防止対策、在宅勤務（テレワーク）の推進をはじめとした各種施策に取り組んできた。中小企業者等にはテレワーク等のための設備投資税制が認められているが、大企業も同様の取り組みを実施してきたにも関わらず対象から外れているため、対象範囲を広げ、以下の税制優遇措置を要望する。

- ・緊急事態宣言の発令に基づく工事中止に伴う追加経費（現場閉所協力金等）の損金算入
- ・現場における感染防止対策費用、感染症対策を目的としたオフィス分散化・オフィスリニューアルへの投資、在宅勤務（テレワーク）推進のための設備の即時償却又は税額控除

3. 納税に関する手続き簡素化

建設業は、全国多数の工事現場において頻繁に仮設現場事務所が設置・廃止され、また、工事進行基準とは異なる課税評価がなされる等、納税に係る事務負担が大きく、手続き簡素化を要望する。

(1) 納税制度の簡素化等法人地方税の改革

建設現場における仮設現場事務所は、一時的かつ臨時設置される事務所であり、年間を通じて設置・廃止が頻繁にある。その結果、法人地方税の納付に当たっては、納税すべき自治体の確認作業に時間を要し、さらに作業が決算期に集中するため事務負担が大きい。納税に係る負担の軽減のために、仮設現場事務所を「事務所・事業所」の定義から外す、若しくは、設置期間が2年以内の仮設現場事務所を課税対象から外す等の措置を要望する。

また、地域間の税源偏在を是正するために法人事業税の一部を分離し、新たな国税を創設しているが、地方税の申告・納税がなくなる限り、企業側の負担は解消せず、非常に中途半端な状態となっているため、国の一括徴収を要望する。

加えて、外形標準課税制度は、税額計算が複雑で多大な負担が伴うため、簡素な税制としていただくよう要望する。

(2) 工事進行基準に関する会計基準との乖離の是正

工事進行基準の取扱いについて、税制と「工事契約に関する会計基準」との間に乖離があり、特に以下の2点については、実務面において不都合が生じているため、是正していただきたい。

- ①工事進行基準損益の会計と税務の乖離の是正
- ②請負金未確定の場合の売上計上基準の見直し（法人税法施行令129条4項）

(3) 交際費・寄付金の損金算入

交際費について、新型コロナウイルス感染症の影響により急激に落ち込んだ接待・飲食需要の喚起を目的として、要件を簡素化するためにも接待飲食費に限定せず、全企業を対象とした一定限度内の損金算入を認めていただきたい。

寄付金については、損金算入限度額の未使用部分を一定の期間(例えば3年)の中で繰越可能とする控除制度を創設されたい。

(4) 不動産等に係る減損、評価損の損金算入

明確な会計基準に基づく時価評価を行い、大会社において監査法人の会計監査を受け、適正（公正妥当）な会計処理と認められた結果である不動産等に係る減損、評価損について、会計処理に合わせた税務申告処理を認めていただきたい。

4. 都市・住宅対策促進税制の恒久化等、PFI事業促進税制の整備等

(1) 適用期限が到来する都市・住宅に関する各種特例制度の恒久化等

令和3年3月31日に適用期限が到来する、以下の各種特例制度について、優良な住宅ストック形成並びに良好な市街地環境整備の観点から恒久化または延長を図りたい。

① 良好な市街地環境整備を促進するための税制

項目【税目】	内容	要望
①-1. 都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置の延長 【所得税・法人税・登録免許税・不動産得税・固定資産税・都市計画税】	<p>都市再生緊急整備地域において、国土交通大臣の認定を受けた大規模で優良な民間都市開発プロジェクトに係る特例措置を延長する。</p> <p>[都市再生緊急整備地域]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 所得税・法人税 5年間 2.5割増償却 ○ 登録免許税 建物の保存登記 本則0.4%→特例0.35% ○ 不動産取得税 都道府県の条例で定める割合を課税標準から控除(参酌基準を1/5とし、1/10以上3/10以下の範囲内) ○ 固定資産税・都市計画税 5年間 課税標準を市町村の条例で定める割合に軽減(参酌基準を3/5とし、1/2以上7/10以下の範囲内) <p>[特定都市再生緊急整備地域]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 所得税・法人税 5年間 5割増償却 ○ 登録免許税 建物の保存登記 本則0.4%→特例0.2% ○ 不動産取得税 都道府県の条例で定める割合を課税標準から控除(参酌基準を1/2とし、2/5以上3/5以下の範囲内) ○ 固定資産税・都市計画税 5年間 課税標準を市町村の条例で定める割合に軽減(参酌基準を1/2とし、2/5以上3/5以下の範囲内) 	令和3年3月31日から2年延長

<p>①－２．Ｊリート及びＳＰＣが取得する不動産に係る特例措置の延長</p> <p>【登録免許税・不動産取得税】</p>	<p>Ｊリート及びＳＰＣが不動産を取得する場合における不動産流通税の措置を延長する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 登録免許税 移転登記 本則2.0%→1.3% ○ 不動産取得税 課税標準 3/5を控除 	<p>令和3年3月31日から2年延長</p>
<p>①－３．不動産特定共同事業において取得される不動産に係る特例措置の延長</p> <p>【登録免許税・不動産取得税】</p>	<p>不動産特定共同事業法上の特例事業者が取得する不動産について、以下の措置を延長する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 登録免許税 税率軽減 移転登記：2.0%→1.3% 保存登記：0.4%→0.3% ○ 不動産取得税 課税標準から1/2控除 	<p>令和3年3月31日から2年延長</p>
<p>①－４．市街地再開発事業促進のための特例措置の延長</p> <p>【固定資産税】</p>	<p>市街地再開発事業の施行により従前の権利者に対して与えられる権利床に係る固定資産税を減額する特例を延長する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 固定資産税 <ul style="list-style-type: none"> ・従前権利者居住用住宅 5年間 2/3を減額 ・従前権利者非居住用住宅及び非居住用家屋 5年間 1/3を減額 	<p>令和3年3月31日から2年延長</p>
<p>①－５．防災街区整備事業に係る特例措置の延長</p> <p>【固定資産税】</p>	<p>防災街区整備事業の施行により従前の権利者に対して従前資産に対応して与えられる防災施設建築物（権利床）に係る固定資産税を減額する特例を延長する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 固定資産税 <ul style="list-style-type: none"> ・従前権利者居住用住宅 5年間 2/3を減額 ・従前権利者非居住用住宅及び非居住用家屋 5年間 1/3を減額 	<p>令和3年3月31日から2年延長</p>
<p>①－６．緊急物資等の輸送確保にむけた港湾における民有護岸等の耐震改修促進のための課税標準の特例措置の延長</p> <p>【固定資産税】</p>	<p>民間事業者が所有する護岸等の耐震改修を促進し大規模地震発生時の航路機能を確保するため、民間事業者が国の無利子貸付制度を活用し、特別特定技術基準対象施設（護岸等）を耐震改修する場合における固定資産税の課税標準の特例を延長する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 固定資産税 取得後5年間、課税標準1/2(※)もしくは5/6 ※南海トラフ地震及び首都直下地震の防災対策推進地域等であり、非常災害発生時に緊急的に船舶の交通を確保する必要がある航路と接続する港湾内の施設 	<p>令和3年3月31日から3年延長</p>

② 優良な住宅ストック形成を促進するための税制

項目【税目】	内容	要望																		
②-1. 土地等に係る流通税の特例措置の延長 【不動産取得税】	土地等の流動化・有効利用の促進等を図るため、以下の特例措置を恒久化する。 ・宅地評価土地の取得に係る不動産取得税の課税標準の特例措置 →2分の1控除 ・不動産取得税の税率の特例 土地（住宅・非住宅） 本則4%→特例3% 建物（住宅） 本則4%→特例3%	令和3年3月31日以降恒久化																		
②-2. 土地の所有権移転登記等に係る特例措置の延長 【登録免許税】	土地等の流動化・有効利用の促進等を図るため、以下の特例措置を延長する。 ・売買による所有権移転登記 本則2.0%→特例1.5% ・信託登記 本則0.4%→特例0.3%	令和3年3月31日から2年延長																		
②-3. 買取再販で扱われる住宅の取得等に係る特例措置の延長 【不動産取得税】	既存住宅流通・リフォーム市場の活性化を図るため、買取再販事業者が既存住宅を取得し一定のリフォームを行った場合、不動産取得税を減額する特例措置を延長する。 ・既存住宅の取得に課される不動産取得税について、当該税額から当該住宅の築年月日に応じて、下記の額に税率を乗じて得た額を減額する。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>築年月日</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成9.4.1以降</td> <td>1,200万円</td> </tr> <tr> <td>平成元.4.1～平成9.3.31</td> <td>1,000万円</td> </tr> <tr> <td>昭和60.7.1～平成元.3.31</td> <td>450万円</td> </tr> <tr> <td>昭和56.7.1～昭和60.6.30</td> <td>420万円</td> </tr> <tr> <td>昭和51.1.1～昭和56.6.30</td> <td>350万円</td> </tr> <tr> <td>昭和48.1.1～昭和50.12.31</td> <td>230万円</td> </tr> <tr> <td>昭和39.1.1～昭和47.12.31</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td>昭和29.7.1～昭和38.12.31</td> <td>100万円</td> </tr> </tbody> </table> ・敷地に係る税額から①、②のいずれか多い方を減額 ①45,000円 ②土地1㎡当たり評価額×1/2×住宅の床面積の2倍（上限200㎡）×3%	築年月日	控除額	平成9.4.1以降	1,200万円	平成元.4.1～平成9.3.31	1,000万円	昭和60.7.1～平成元.3.31	450万円	昭和56.7.1～昭和60.6.30	420万円	昭和51.1.1～昭和56.6.30	350万円	昭和48.1.1～昭和50.12.31	230万円	昭和39.1.1～昭和47.12.31	150万円	昭和29.7.1～昭和38.12.31	100万円	令和3年3月31日から2年延長
築年月日	控除額																			
平成9.4.1以降	1,200万円																			
平成元.4.1～平成9.3.31	1,000万円																			
昭和60.7.1～平成元.3.31	450万円																			
昭和56.7.1～昭和60.6.30	420万円																			
昭和51.1.1～昭和56.6.30	350万円																			
昭和48.1.1～昭和50.12.31	230万円																			
昭和39.1.1～昭和47.12.31	150万円																			
昭和29.7.1～昭和38.12.31	100万円																			
②-4. サービス付高齢者向け住宅供給促進税制の延長 【固定資産税・不動産	高齢者が安心して暮らせる住宅ストックが不足していることから、サービス付き高齢者向け住宅の供給を促進するため、新築のサービス付高齢者住宅に係る特例措置の適用期限を延長す	令和3年3月31日から2年延長																		

取得税】	<p>る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 固定資産税 5年間 税額から市町村の条例で定める割合を減額(参酌基準を2/3とし、1/2以上5/6以下の範囲内) ○ 不動産取得税 家屋 課税標準から1,200万円控除/戸 土地 税額から一定額(150万円又は家屋の床面積の2倍(上限200㎡)に相当する土地価額のいずれか大きい額に税率を乗じて得た額)を軽減 	
②-5. 特定住宅地造成事業等に係る土地等の譲渡所得の特別控除の延長 【所得税、法人税】	特定住宅地造成事業のために土地等を譲渡した場合、譲渡所得から1,500万円特別控除する特例措置を延長する。	令和3年3月31日から3年延長

(2) 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例措置の要件緩和

「買換特例」においては、買換資産の取得の日から1年以内に当該買換資産を対象地域内にある当該法人の事業の用に供することが要件とされているが、この買換資産が土地等であり、その上に建物、構築物等を建設する場合には、その建物等の事業の用に供した日をもって土地等を事業の用に供したと判定することを原則としている。また、建物等の建設期間が長期にわたることへの対処として、建物等の建設等に着手してから「3年」以内(特例扱いでは最長5年以内)に建設等が完了して事業の用に供することが確実であると認められる場合には、建設等の着手日をもって土地等を事業の用に供したものとする取扱いを定めている。

しかしながら、今般の先の見えないコロナ禍の影響から、工期延長や計画変更・投資検証期間の長期化等により、工事着手時期に遅れが生じることが見込まれるため、法令における「1年以内に事業の用に供すること」の要件を「5年以内に事業の用に供する」要件とし、事業の用に供することが確実であると認められる場合、取得後5年以内に工事着手されていることをもって土地等を事業の用に供したと判定する取扱いとする(通達における建設期間の制限を廃止する)ことを要望する。

(3) P F I 事業を促進するための税制

政府では、PPP/PFI事業について2013年度～2022年度の10年間で21兆円の事業規模目標を掲げ取り組んでいるところであるが、さらなる少子高齢・人口減少時代において厳しい財政状況の中、今ある社会資本を維持し、公共投資を安定的に確保するためにも、PPP/PFI事業はより一層事業拡大への注目が集まっている。

民間事業者が公共施設を整備・運営するPFI事業においては、事業スキームが通常の公共事業と異なることにより、結果として民間事業者に課税される部分が出てきており、通常の公共事業とのイコールフットィングの観点からも税制上の手当てが必要であると考えている。

政府の方針に従ってPFI事業を推進していくためには、下記のような税制改正が必要と考え要望するものである。

① 公共施設等運営権の登録等に係る登録免許税の免除（軽減）措置の拡充【登録免許税】

公共施設等運営権制度を活用した事業の円滑な施行及び事業者負担の軽減を図るため、公共施設等運営権に対する抵当権の設定の登録に係る登録免許税について免除措置を創設されたい。

② 公共施設等運営権者の株式購入に対する優遇措置の創設【法人税】

一般事業法人への投資（株式購入）では、法人税支払い後の利益を原資として投資家に配当され、投資家個々の納税の段階でも再度、課税が行われる。コンセッション事業に幅広く多様な資金を集めるためには、こうした二重課税を回避する仕組みとすることが効果的である。例えば、不動産の証券化に当たって、特定目的会社や投資法人に係る税制上の優遇措置が与えられたように、コンセッション事業においても新たな政策的な措置を手当てされたい。

③ BOT方式のPFI事業における固定資産税等の特例措置の拡充【固定資産税、都市計画税、不動産取得税】

BOT方式による民間と競合しないPFI事業について、税のイコールフットィングの観点から、BTO方式によるPFI事業と同様に、事業の用に供する資産に係る固定資産税、都市計画税及び不動産取得税を非課税とされたい。

④ 大規模修繕等に備えた修繕積立金制度の創設【法人税】

PFI事業におけるサービス対価は、5年、10年といった一定期間毎の大規模修繕等に備えた費用を含め、事業期間にわたって均等に支払われている。通常の公共事業であれば、大規模修繕の度に工事の発注が行われるため、民間事業者が内部留保しておく必要がないが、サービス対価を事業期間

中、均等に受け取る P F I 事業者は、大規模修繕に備え、毎年、一定額を積み立てて内部留保している。こうした大規模修繕等に備えた内部留保に対する課税は、P F I 事業であるが故の税負担であると理解できる。

したがって、公共事業との税のイコールフットィングの観点から、P F I 事業における事業期間全般に渡る修繕積立金制度等の特例措置を創設されたい。

⑤ **平成30年度税制改正における「長期割賦販売等に該当する資産の販売等について延払基準による収益の額及び費用の額を計算する選択制度の廃止」に伴う経過措置期間の延長【法人税】**

平成30年4月1日以降に終了する事業年度において、延払基準の適用をやめた場合の繰延割賦利益額を10年均等で収益計上する等の経過措置が講じられたが、平成30年3月31日までに事業契約を締結した案件の中には、事業契約終了時期が経過措置期間を超えるものが多数ある。事業契約締結時の事業収支計画と比べて資金収支が悪化することにより事業の継続が困難となる案件もあるため、繰延割賦利益額を均等で収益計上する期間を10年から事業契約終了までの期間に延長されたい。

⑥ **平成30年度税制改正における「消費税における長期割賦販売等に該当する資産の販売等について延払基準により資産の譲渡等の対価の額を計算する選択制度の廃止」に伴う経過措置期間の延長【消費税】**

平成30年4月1日以降に終了する課税期間において延払基準の適用をやめた場合の賦払金の残額を10年均等で資産の譲渡等の対価の額とする等の経過措置が講じられたが、平成30年3月31日までに事業契約を締結した案件の中には、事業契約終了時期が経過措置期間を超えるものが多数ある。事業契約締結時の事業収支計画と比べて資金収支が悪化することにより事業の継続が困難となる案件もあるため、賦払金の残額を均等で資産の譲渡等の対価の額とする期間を10年から事業契約終了までの期間に延長されたい。

⑦ **P F I 事業者に対する事業所税の課税・非課税の整理【事業所税】**

民間事業者が管理・運営を行う公共施設等における事業所税の取扱いについては、当該事業における管理・運営の業務内容、収益の帰属等を勘案して事業所税の課税・非課税が決められることとされているが、その取扱いについて

- 1) P F I 事業において、指定管理者制度を導入し、利用料金制度を導入している場合につき、「指定管理者制度の導入に伴う事業所税の取扱いについて（平成17年11月14日総税市第59号 総務省自治税務局市町村税課長通知）」の内容を地方公共団体に対して徹底すること

2) 指定管理者制等を導入しないその他のPFI事業においても

- a. サービス購入型のPFI事業においては、事業所税を非課税とすること。
- b. 混合型のPFI事業における事業所税の課税・非課税の判定は上記の総務省通達の内容と同様に公共部門から支払われるサービス購入料と利用料金収入の比率を勘案して判定することとし、公共から支払われるサービス購入料が一定（5割）を超える場合、事業主体は地方公共団体と判断できるため、事業所税は非課税とすることとされたい。

注) 要望が実現されることにより、例えば

- (1) 学校給食センターPFI事業については、給食費の徴収管理や献立作成、提供数の決定等は地方公共団体が行っており、実質的な事業主体は地方公共団体と判断されるため、事業所税は非課税
- (2) 体育館・ホール等で混合型のPFI事業において、指定管理者制度を導入し、利用料金制を導入している場合で、地方公共団体から指定管理料の交付を受けており、総収入に占める指定管理料の割合が5割を超えるとき(事業主体は地方公共団体と判断される)については、事業所税は非課税とされることとなる。

5. その他

(1) 住民税均等割の損金算入

課税所得額とは連動しないが、毎年課せられており、全国に仮設現場事務所を配置するため、業界的に負担が大きく、法人税上の損金算入を要望する。若しくは税の一体化を検討し、廃止を要望する。

(2) 償却資産税・事業所税の廃止

償却資産税については、償却資産の評価方法の一物二価を解消し、誤課税も多く、税に対する信頼も失われており、見直しを要望する。また、事業所税については、資産割に関して固定資産税や都市計画税との二重課税となっており、大都市で事業を展開している企業は課税され、地方で事業を展開している企業は課税されないという不公平感を解消するため廃止を要望する。

(3) 創設当初の意義（土地への投資抑制等）を逸している税制の廃止

土地譲渡益に対する追加課税制度及び地価税については、現在の市況等を考慮すると創設当初の意義を逸しているため廃止を要望する。

(4) 仕入税額控除制度における「95%ルール」の復活

平成24年に仕入税額控除制度におけるいわゆる「95%ルール」が廃止され、課税期間の課税売上高が5億円を超える場合には、個別対応方式または一括比例配分方式のいずれかの方法により仕入控除税額の計算を行うこととなった。企業の経理実務において、とりわけ個別対応方式を採用した場合においては、税額計算をするために、課税仕入を①課税売上対応分、②非課税売上対応分、③共通対応分の3つに区分することが必要となり、適用税率が増えたことに伴い作業量は膨大なものとなっているため、「95%ルール」の復活を要望する。

以 上